

判例評釈

八丁味噌登録処分取消請求控訴事件： 知財高判令和 5 年 3 月 8 日裁判所ウェブサイト

富山大学学術研究部社会科学系（経済学部）教授 神山 智美

I. 事案の概要

1 関係法令の定めおよび地理的表示制度

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示保護法：平成 26 年法律第 84 号、以下「GI 法」という。）の定め通り。

2 本件で争われている八丁味噌の歴史と特性

「八丁味噌」とは、愛知県岡崎市八帖町（注 1）特産の長期醸造の豆味噌である。江戸時代から続く老舗として「カクキュー」ブランドで知られる（資）八丁味噌（1901 年に宮内庁御用達を拝命）と、本件の原告である（株）まるや八丁味噌の 2 社（以下「岡崎 2 社」ということがある。）がある（注 2）。この岡崎 2 社で、八丁味噌の生産量の半分超を占めるとされる。八丁味噌は、米麴や麦麴を一切使わず豆麴だけで作られるものである。岡崎市近辺で採れる国産の大豆のみを使用し、水で洗った大豆を浸漬し豆麴を作り、味噌麴に白塩と水を加えて 6 尺の木製の大きな杉桶に空気を抜きながら味噌を敷き詰め、その上から天然の川石を円錐状に積み上げて、長期間（二夏二冬以上）かけて天然醸造で熟成させて作られる。

もともと、八丁味噌の名称は、徳川家康が生まれた岡崎城から西へ八丁（約 870 メートル）の八帖町に由来する。かつては、八丁村といった。岡崎 2 社は、その地域内で、温暖な気候を利用して大豆を入れた杉の桶に、石を積み長期熟成させる手法を守ってきた。その起源は 1645 年とも 1655 年とも言われているが、いずれにせよ長い伝統製法を守ってきた経緯がある（注 3）。

次に、特性については、第一審判決「別紙」（注 4）を基にして以下にまとめる。

「八丁味噌」の生産地である愛知県は、高温多湿な気候であり、味噌造りで重要な製麴過程で腐敗することが多く、安定した味噌造りができなかった。高温多湿でも安全に麴造りができるように大豆だけで味噌玉を作って大豆に直接麴菌を付ける「味噌玉造り製法」が定着することにより「八丁味噌」が出来上がった。このように、「八丁味噌」は、他の地域の味噌（米味噌等）の主原料が米（又は麦）、大豆、食塩であるのに対し、大豆と食塩のみであ

る点で明らかに異なる。うまみが強いだけでなく、苦渋味を有する独特な風味を持つ。

加えて、「八丁味噌」の仕込後の熟成温度の高さは、大豆の分解が進み易く、うまみが強く、色が濃い特徴的な味噌ができる自然的な条件でもある。愛知県の高湿多湿な気候により人々は汗をかきやすく、愛知県の嗜好性として濃い味を好むこともあいまって、発汗により不足する塩分や栄養価の高いタンパク質の補給を「八丁味噌」が担うことで、古くから人々の健康維持に役立ってきた。

現在では、味噌かつ、味噌おでん、味噌煮込み、味噌鍋など、いわゆる「名古屋めし」の代表的な調味料として、「八丁味噌」は愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されている。

3 事実の概要

農林水産大臣は、平成 29 (2017) 年 12 月 15 日付けで、GI 法（ただし、平成 30 年法律第 88 号による改正前のもの。）12 条 1 項に基づく特定農林水産物等の登録に関する処分（平成 29 年 12 月 15 日付け 27 食産第 1409 号-10、登録番号第 49 号。以下、当該処分を「本件処分」という。）をした。

これについて、原告が、本件処分について、GI 法 13 条 1 項 3 号イおよび同項 4 号イ所定の登録拒否事由があるのにこれを看過した違法があるなどと主張して、その取消しを求めた。

本件第一審判決（東京地判令和 4 年 6 月 28 日判時 2541 号 65 頁：東京地方裁判所民事第 40 部という知的財産権を専門に取扱う部門が担当した（注 5）。）は、本件訴えの提起は、本件処分があったことを知った日から 6 ヶ月を経過してされたものであるから、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号、以下「行訴法」という。）14 条 1 項本文所定の出訴期間を徒過しているものと認められ、そして、同項ただし書の「正当な理由」については、原告主張に係る事情は、専ら八丁組合を構成する原告と合資会社八丁味噌の内部事情をいうものであって、上記「正当な理由」を基礎付ける事情とはいえないなどとして、本件訴えを却下した。

そのため、原告が控訴したものである。

4 前提事実

(1) 当事者等

原告は、愛知県岡崎市八帖町において、長年にわたり、生産、販売をする豆味噌に「八丁味噌」という表示をして事業を行う株式会社である。原告は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された法人である八丁味噌協同組合（以下「八丁組合」という。）の組合員である。八丁組合は、原告を含む岡崎 2 社、株式会社カクキュー八丁味噌および有限会社八丁味噌の館の 4 社の組合員から成る。

本件処分に係る申請をした愛知県味噌溜醤油工業協同組合（以下「県組合」という。）は、

「八丁味噌」の名称を付した豆味噌を生産、販売する合資会社野田味噌商店、イチビキ株式会社、盛田株式会社、中利株式会社、佐藤醸造株式会社およびナカモ株式会社（以上、平成 29 年 12 月 15 日当時の組合員。）で構成される事業協同組合である。

(2) 経緯

①平成 27 (2015) 年 6 月 1 日、原告が加入する八丁組合は、GI 法 7 条 1 項に基づき、生産地を「愛知県岡崎市八帖町」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌 (ハッチョウミソ)、HATCHO MISO」とする登録の申請をした。

②平成 27 (2015) 年 6 月 24 日、県組合は、GI 法 7 条 1 項に基づき、生産地を「愛知県」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌 (ハッチョウミソ)」とする登録の申請（以下「本件申請」という。）をした。

③平成 29 (2017) 年 6 月 14 日、八丁組合は、前記①の申請を取り下げた。この理由の詳細は不明だが、農林水産省は「岡崎だけでなく、県内全域で長く生産されてきた」ことを理由に両者に一本化を要請したが、岡崎 2 社は、登録された製法は、県内で豆味噌を造れば、すべて八丁味噌と名乗れる内容であり、農林水産省の要請には従えないとし、申請を取り下げた（注 6）。

④平成 29 (2017) 年 12 月 15 日、農林水産大臣は、GI 法 12 条 1 項に基づき、本件申請について、登録生産者団体を県組合、名称を「八丁味噌 (ハッチョウミソ)」、生産地を「愛知県」、特性を別紙本件登録八丁味噌の特性のとおりとして、特定農林水産物等の登録に関する本件処分をした（以下、本件処分の登録に係る特定農林水産物等を「本件登録八丁味噌」という。）。

⑤同月 16 日頃、原告のまるや八丁味噌は、処分があったことを知った。

⑥平成 30 (2018) 年 3 月 14 日、八丁組合は、本件処分について、GI 法 13 条 1 項 4 号イに該当する登録拒否事由を看過した違法があるなどとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）42 条 2 項の規定に基づき、審査庁である農林水産大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求める行政不服審査請求をした。

⑦平成 30 (2018) 年 3 月 30 日、本件審査請求に関し審理員が指名され、同年 4 月 25 日に参加人として県組合に審査請求の参加を求めた。同年 5 月 11 日に農林水産大臣（以下「処分庁」という。）から弁明書が提出され、同年 6 月 11 日に審査請求人（八丁組合）から反論書が提出され、同年 6 月 12 日に参加人（県組合）の意見書が提出された。その後、同年 7 月 17 日に処分庁から弁明書、同年 7 月 19 日に審査請求人（八丁組合）から反論書、同年 8 月 20 日に審査請求人（八丁組合）から反論書、参加人（県組合）から意見書、同年 9 月 19 日に処分庁から弁明書、同年 9 月 20 日に審査請求人（八丁組合）から反論書、同年 10 月 22 日に参加人から意見書、同年 10 月 23 日に、審査請求人（八丁組合）から反論書、同年 11 月 26 日に、審査請求人（八丁組合）から反論書、同年 12 月 27 日に参加人（県組合）から意見書、翌平成 31 (2019) 年 1 月 25 日に審査請求人（八丁組合）から反論書が提出され、同年 3 月 4 日に審査終了通知が出された。

⑧平成 31（2019）年 4 月 8 日、審理員意見書及び事件記録が審査庁に提出された。

⑨令和元（2019）年 5 月 27 日、総務省行政不服審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

⑩令和元（2019）年 7 月 5 日に第 1 回調査審議、同年 8 月 2 日に第 2 回調査審議、同年 8 月 28 日に第 3 回調査審議、同年 9 月 6 日に第 4 回調査審議、同年 9 月 11 日に第 5 回調査審議、同年 9 月 20 日に第 6 回調査審議が行われた。

⑪総務省行政不服審査会は、令和元（2019）年 9 月 27 日付け行審第 28 号（令和元年度答申第 35 号）（特定農林水産物等の登録に関する件）（答申書（注 7））により、農林水産大臣（審査庁）に対して答申した（以下「本件答申」という。）。

本件答申は、「本件審査請求については、参加人（県組合）による GI 法 13 条 1 項 3 号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点においては妥当とはいえない。」と結論づけた。

⑫令和 2（2020）年 3 月 25 日、本件答申の結論を踏まえ、県組合による「八丁味噌」の特定農林水産物等の登録の申請に係る審査における「確立した特性」としての社会的評価の認定等について、専門的な見地から調査検討を行うため、『八丁味噌』の地理的表示登録に関する第三者委員会」が設置された（注 8）。

⑬令和 2（2020）年 3 月 25 日に第 1 回第三者委員会、同年 6 月 24 日に第 2 回第三者委員会、同年 10 月 13 日に第 3 回第三者委員会、同年 12 月 6 日に第 4 回第三者委員会が開催された。

⑭令和 3（2021）年 3 月 12 日、第三者委員会は、審査庁に対し、当該調査検討の結果をまとめた第三者委員会報告書を提出した。第三者委員会報告書は、「（本件申請に係る）『八丁味噌』の確立した特性としての社会的評価の認定についての処分庁の判断は適当である」と結論づけた。

⑮令和 3（2021）年 3 月 19 日、農林水産大臣は、本件審査請求を棄却する裁決（注 9）をした。

⑯令和 3（2021）年 9 月 17 日、まるや八丁味噌は、本件処分の取り消しを求める訴えを提起した。

⑰令和 4（2022）年 6 月 28 日、東京地方裁判所民事第 40 部は、本件訴えを却下する判決（本件第一審判決）を下した。原告控訴。

⑱令和 5（2023）年 3 月 8 日、知財高裁は、本件地裁判決を支持し、控訴を却下した。

⑲令和 8（2026）年、まるや八丁味噌の「八丁味噌」使用期限を迎える。

II. 判旨 控訴却下判決（第一審を支持）

1 本案前の争点 1 出訴期間の遵守の有無について

「（行訴法）14 条 3 項本文により、処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間が、裁決があ

ったことを知った日から起算されるのは、審査請求を行った者についてであり、それ以外の者については、処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間が、裁決があったことを知った日から起算されることはないというべきである。」

2 本案前の争点 1-2 出訴期間を徒過したことについての行訴法 14 条 1 項ただし書の「正当な理由」の有無について

「控訴人について、本件処分の取消訴訟を出訴期間内に提起しなかったことについて取消訴訟の提起を妨げるような事情があるとはいえず、行訴法 14 条 1 項ただし書の『正当な理由』があるとは認められない。」

3 本案の争点について

本案の争点については、以下の 2 点がある。しかし、本案前の争点がいずれも原告の主張が認められなかったことから、裁判所の判断は第一審および控訴審ともに本案の争点には至っていない。

本案の争点 2-1 GI 法 13 条 1 項 3 号イに該当する事由の有無

本案の争点 2-2 GI 法 13 条 1 項 4 号イに該当する事由の有無

4 結論

「本件訴えは、行訴法 14 条 1 項所定の出訴期間経過後に提起されたものであり、同条 1 項ただし書所定の『正当な理由』があるとは認められないから、不適法として却下すべきであり、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。」

III. 検討 判決に賛成する。

1 概要

本件は、この地理的表示保護制度におけるいわゆる地域内アウトサイダーの問題を呈した事例である。地域内アウトサイダー問題に関しては、いわゆる博多織事件（商標権侵害差止等請求控訴事件・東京高判平成 26 年 1 月 29 日判時 2273 号 116 頁）と本件（八丁味噌事件）が著名である。なお、本件第一審判決については複数誌に解説が（注 10）、地域内アウトサイダー問題（注 11）についてもいくつかの論稿が既に存在するところ、本稿は、それらを概観し、本件控訴審としての知財高裁判決を検討するものである。

高田寛教授（元明治学院大学教授）によれば、地域内アウトサイダーとは、組合等の生産者団体が地理的表示の申請・登録をした場合、「同様の地域ブランド産品を生産・製造しているものの、出願人である組合等に参加していない事業者（注 12）」のことを指す。なお、これは地理的表示保護制度だけでなく、地域団体商標についても同じ問題が発生している。つまり、組合等の生産者団体が地理的表示の申請・登録をした場合、生産者団体に属さない事業者が同じ地理的表示をすることができなくなる。特に、生産者団体に属さない事業者が

老舗の場合、地域ブランドの樹立に貢献してきた老舗の事業者が長年使用してきた商品名を使用できなくなるおそれが生じてしまう。これが本件「八丁味噌」をめぐる地理的表示問題である。

令和 4（2022）年 6 月 28 日、「八丁味噌」の老舗が提起した本件訴訟の第一審判決が下され、さらに、令和 5（2023）年 3 月 8 日、その控訴審である知財高裁の判決が下された。これらの判決は、地理的表示保護制度の在り方に対する深刻な問題を提起している。

2 各機関の判断についての検討（答申書、第三者委員会報告書および裁決書）

本件では、「I 4 前提事実（2）経緯」でも記したように、各機関の判断の積み重ねが判決に結び付いている。そのため、これらの判断についても俯瞰しておく。

（1）答申書（経緯の⑪）

総務省行政不服審査会による本件答申は、「本件審査請求については、参加人（県組合）による GI 法 13 条 1 項 3 号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点においては妥当とはいえない。」と結論づけた。つまり、答申書において、本件処分の不備が指摘されているのである。

本件答申の概要の主たるところは、以下のとおりである。

本件審査請求については、県組合による「八丁味噌」の登録申請に GI 法 13 条 1 項 3 号イに該当する登録拒否事由がないかについて更に検討を尽くす必要があるから、「本件審査請求は棄却すべき」との審査庁の判断は現時点においては妥当とはいえない。

具体的には、GI 法 13 条 1 項 3 号イ（特定農林水産物等でないとき）の登録拒否事由（特に「品質、社会的評価その他の確立した特性が前号の生産地に主として帰せられるものであること」の要件充足）がないとの審査庁の判断についても、審査庁は「八丁味噌」の名称、特性および社会的評価を愛知県で生産された豆味噌のみのものに限って認定しているが、これを裏付ける具体的資料は見当たらないとしている。この背景には、過去に県組合が実施したアンケート結果の内容では当該認定の裏付けとして不十分である一方、八丁組合が提出した署名の結果等からは、愛知県において岡崎 2 社の生産する豆味噌が「八丁味噌」として認識されている実態がうかがわれる。

つまり、「八丁味噌」とは何かということが改めて問われており、この問いに関して、「八丁味噌」の名称が付された豆味噌に対する社会的評価が、そのまま県組合の申請に係る豆味噌に対する社会的評価であり確立した特性であると審査庁が認定・評価していることに、疑義を述べている。

（2）第三者委員会報告書（経緯の⑫）

総務省行政不服審査会による本件答申を踏まえた第三者委員会においては、県組合が申請した「八丁味噌」の地理的表示の登録に係る（a）特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に規定する「八丁味噌」の確立した特性としての社会的評価の認定について、（b）そ

の他、「八丁味噌」の地理的表示の登録認定に関する事項について審議することとされた。

以下、第三者委員会報告書における個別論点の検討結果の概要である。

(a) については、八丁組合が製法の違いとして主張する ①味噌玉の大きさ、②仕込み容器、③重し、④仕込み水分、⑤熟成期間、⑥酒精の使用、更に⑦テロワールについて検証した結果、伝統的な八丁組合の製法によっても、成分分析値から県組合の製品の品質には有意な差を認めることができなかった。このため、八丁組合の現行の製法でなければ同等の品質の味噌を作ることができないとの主張には根拠を見出せなかった。この点において、GI 法における特性の認定にあたり、両組合の「八丁味噌」の品質に大きな違いはないとする処分庁の見解には妥当性があると考えられる。

また、(b)「八丁味噌」が岡崎市や名古屋市にとどまらず愛知県の特産品として広く認知されているとの根拠については、県組合の「八丁味噌」は相対的に業務用の割合が多いが、これが外食産業等の料理や加工用に幅広く用いられていること、および実態としても地理的表示登録の際に、県組合、八丁組合が提出した資料によれば、「八丁味噌」は愛知県の特産品として広く認知されていると考えることが適当である。

以上を踏まえ、総務省行政不服審査会の答申を受け、第三者委員会で検討を行った結果、農林水産大臣が行った「八丁味噌」の地理的表示登録に係る社会的評価の認定に当たり、「名古屋めし」の「代表的な」調味料が「八丁味噌」との名称が付された豆味噌であり、これが愛知県内に「定着」し、愛知県の特産品として「広く」認知されている、また「同種の農林水産物」と比較して差別化された特徴を持つとの認定は適当であったと結論づけた。

つまり、愛知県産「八丁味噌」の存在を認めている。それも生産者側からではなく社会的な評価の確認からそれを確認している。そのため、八丁組合側が主張している「八丁味噌」の生産地に争いがあることから、農林水産物等審査基準の定めによれば、生産地の範囲が特定できず、その特性が生産地に主として帰せられるものではないこと、「酒精」が加えられた商品と加えられていない商品を区別することなく、その特性や生産方法や出荷量が検討され、本件登録に至ったのならば、本件登録に係る生産方法が特性に結び付いているとはいえないことから、GI 法 13 条 1 項 3 号イに該当するとの主張に触れられていない。つまり、「八丁味噌とは何ぞや」という根本的な問いに答えようとした前期答申書に対して、「これも八丁味噌ですよ」という返答をしたにとどまっている。

(3) 裁決書（経緯の⑮）

審査請求人である八丁組合が提起した本件処分に係る本件審査請求について、棄却する裁決がなされた。理由は以下である。

3 号イ事由の、特に「品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものであること」を満たすかという点については、本件登録八丁味噌には「特性が生産地に主として帰せられるものであること」が認められ、審査請求人の主張には理由がないとされた。

4 号イ事由の、特に「申請農林水産物等について GI 法 2 条 2 項各号に掲げる事項を特定

すること」ができる名称か否かという点については、「八丁味噌」の名称は、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号または 2 号に掲げる行為を組成する名称である場合に該当しないとされた。

その他 GI 法 13 条 1 項各号に規定する登録拒否事由があるか否かについて、本件処分には、登録生産者団体についての登録拒否事由その他の登録拒否事由は認められず、また、特段不当な点も認められないとした。また、審査請求人は、本件処分は消費者等に多大な混乱をもたらすものであり少なくとも不当であるとも主張するが、本件処分が消費者等に多大な混乱をもたらすものとはいえないとした。

以上の理由をもって、本件処分は、GI 法及びその下位法令並びに特定農林水産物等審査要領に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないと裁決書においては結論づけられた。

ここでも自らの権利侵害のみならず、「2 つの八丁味噌問題」に危機感を抱いた審査請求人への対応は述べられていない。答申書が提起した「八丁味噌とは何ぞや」の問いに答えるわけではないままに、第三者委員会と審査請求の裁決により、「県組合の味噌も八丁味噌と言える」という論調によって次第に外堀を埋められる形で、岡崎 2 社には旗色の悪い形勢になってきていることが確認できる。総務省行政不服審査会による本件答申内容を打ち消す情報を必要とするゆえに、第三者委員会を設置したという見方も可能であろう。

さらに、一般的に、狭い範囲（本件では岡崎市）でしか当該産品が生産されないと証明するよりも、その狭い範囲を含むより広域（愛知県）において当該産品が生産されると証明する方が容易い。広域はこの狭い範囲を包含するからである。だからと言って、あえて広域での産品生産を認めたということが、本件処分により、狭い範囲の産品を排除することにつながるのでは話は別になろう。より具体的言えば、「八丁味噌は愛知県の産品である」という表現に異議を唱える者は少なからうが、「八丁味噌は愛知県の中でも岡崎市特有の産品である」ということまで知見が及ぶのは難しいといえる。こうした混とんとした状態のまま舞台は訴訟に移行している。

3 本案前の争点

(1) 本案前の争点 1 出訴期間の遵守の有無について

本件においては、本件処分について審査請求をしたのは八丁組合であるから、行訴法 14 条 3 項本文により、本件処分に係る取消訴訟の出訴期間が、本件裁決があったことを知った日から起算されるのは、概して裁決の名宛人である八丁組合についてである。つまり、平成 29 (2017) 年 12 月 16 日頃、本件処分があったことを知ったところ、原告は、令和 3 (2021) 年 9 月 17 日、本件処分の取消しを求める本件訴えを提起したことから、第一審および控訴審ともに、控訴人は、八丁組合とは別の法人格を有する株式会社であるから、控訴人について、行訴法 14 条 3 項本文により、本件処分に係る取消訴訟の出訴期間が、本件裁決があったことを知った日から起算されることはないと判断している。

たしかに、控訴人は、八丁組合とは別の法人格を有する株式会社である。だからといっ

て控訴人だけが本件裁決を待たずして提訴できたかと言えば、そうではない。控訴人も、これまで原則として八丁組合の意思を尊重してきた経緯が確認できる。つまり八丁組合の構成員であり、団体として地理的表示が保護されるという便益を受ける場合に、団体の構成員である各法人に個別に争う資格があるといえるかということが問題となる。この論点は、そのまま各法人の利益の問題、つまり救済の必要性の有無にかかわる。

(2) 争点 1 - 2 出訴期間を徒過したことについての行訴法 14 条 1 項ただし書の「正当な理由」の有無について

第一審および控訴審ともに、控訴人について、本件処分の取消訴訟を出訴期間内に提起しなかったことについて取消訴訟の提起を妨げるような事情があるとはいえず、行訴法 14 条 1 項ただし書の「正当な理由」があるとは認められないと判示する。救済の必要性も、「正当な理由」の中で実質化されるべきと、知財高裁は判断したのである。

(3) 結論

第一審判決において、裁判所は、本件を実質的にみても、ダメージは大きくはなく、硬直状況を打開できるような解決策もあるとするように読める。というのも、(a) 原告は、少なくとも平成 31 (2019) 年 2 月 1 日から 7 年間は「八丁味噌」の表示を使用することができ、

(b) その 7 年経過後も、本件登録八丁味噌との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、「八丁味噌」の表示を使用することができる（例として「本家八丁味噌」「元祖八丁味噌」等と表示する）、さらに (c) 本件登録八丁味噌につき、八丁組合が GI 法 15 条 1 項に基づく生産者団体を追加する変更の登録を受ければ、原告は、「八丁味噌」の表示を何らの制限なく使用することができるのであると説示したからである。(c) に関しては「2 つの八丁味噌」を統合して一つにするという解決策であるともいえるが、ある意味発祥地（本場）で老舗として長年八丁味噌の味、製法および食文化を担ってきた自負のある岡崎 2 社には受け入れがたいものであろう。

以上のように、本件では、知財高裁は、「現状においては」救済の必要があるとは認めていない。むしろ、「現状においては」本案審理に入る前に、争訟の成熟性に欠けるとして、控訴人の訴えを却下している。つまり、控訴人が問題としている GI 法に基づく本件処分は、GI 法の意義、すなわち、社会的評価が確立された八丁味噌について、その名称の不正利用や粗悪品が出回ることを防ぐという趣旨の中で、正当に実質化されていることも鑑みている。その上で、知財高裁は、控訴人の権利救済の必要性は、高くはないと判断している。

この判断は、「現状においては」ということがポイントになる。先使用権の実施は、本件処分により期限付きとなったが、現状では、本件処分によるダメージは、輸出する場合くらいにしか明確ではない。つまり、「八丁味噌」の表示の使用期限が到来したときこそ、一連の八丁味噌に係る問題の成熟性が備わり、機が熟したときといえるからである。

4 本案の争点

(1) 本案の争点 2-1、2-2 の登録の基準について

本案では、裁判所は判断に至っていないが、GI 法 13 条 1 項 3 号イおよび同項 4 号イの 2 点が争点である。GI 法 13 条 1 項は、農林水産大臣は、同項 1 号から 4 号までに掲げる場合には、登録を拒否しなければならない旨を定め、同項 3 号イは、申請農林水産物等について、特定農林水産物等でないときを、同項 4 号イは、申請農林水産物等の名称について、普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について 2 条 2 項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるときを掲げている（注 13）。

この GI 法 13 条 1 項 4 号イの定めについては、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 58 号。）16 条 2 号が、GI 法 13 条 1 項 4 号イの申請農林水産物等について同法 2 条 2 項各号に掲げる事項を特定することができない名称には、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）2 条 1 項 1 号または 2 号に掲げる行為を組成する名称を含むものとする規定する。なお、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号には、「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、...他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」が、同項 2 号には、「自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用...する行為」が挙げられている。

(2) 地理的表示制度の導入趣旨

そもそも、地理的保護表示制度の導入趣旨は、地域ブランドというものをその生産者たち自身が、地域ブランドを地理的表示として明確にし、質を担保しつつ地域の公益性ある財産として守るためのものである。地理的表示保護制度は、国内外における模倣品により脅かされてきた地域ブランド産品を、地域産品の名称・ブランドを確立させ保護するためにも、地理的表示を生産地や品質等の基準とともに登録するものである。いわば産品の品質について国が「お墨付き」を与えるものである。そのため、地理的な基準のみではなく、品質等の基準も併せて登録し、この登録された基準を満たすものだけが地理的表示を使うことができる（注 14）。

なお、この地理的表示制度（GI: Geographical Indication）制度は、WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）協定の附属書の一つである TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）22 条（1）に基づく国際的なルールである（注 15）。

(3) 地理的表示制度の登録申請者と生産地

ここで登録できる生産者は、GI 法 6 条が規定する、「生産行程管理業務を行う生産者団体」であり、明細書を作成した農林水産物等が特定農林水産物等（①特定の場所、地域または国を生産地とするものであること（同法 2 条 2 項 1 号）および②品質、社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が上記①の生産地に主として帰せられるもの

であること（同項 2 号）のいずれにも該当する農林水産物等であるときは、当該農林水産物等について農林水産大臣の登録を受けることができる旨を定める。

さらに、登録の申請は、GI 法 7 条 1 項は、同法 6 条の登録を受けようとする生産者団体が申請書を農林水産大臣に提出しなければならない旨を定める。

（4）予見可能な問題点だったのではないかという疑念

このように、GI 法における特定農林水産物等の申請及び登録の主体は、生産行程管理業務を行う生産者団体に限られ、①生産地についても「特定の場所、地域また国」というようにその広さや捉え方も柔軟である（基礎自治体単位であるわけでもなく、広域であっても可能と捉えられる。）。まして、同地域内に複数の生産者団体が存在することは予め想定されているにもかかわらず、登録に際して複数の生産者団体間の調整をする等の機能が規定されていない。つまり、このような事態は予見可能であったにもかかわらず対処法を策定していなかった点に問題の本質がある。

5 考 察

地域ブランドを守るための制度が、地域ブランド内に軋轢と亀裂をもたらした事案であり、もっと早期に何らかの解決ができなかったのかということが悔やまれる。最後に考察として今後の課題と展開予想を 3 点ほど述べておきたい。

1 点目に、既に県組合と八丁組合が存在しており、八丁味噌という地域ブランドも確立していたときに、なぜ農林水産大臣はあのタイミング、つまり「2 つの八丁味噌」問題が現存していた段階において、その解決を待たずに本件処分を行ったのかという疑問がある。これには、高田寛教授による、以下の解説（注 16）に首肯する。

農林水産省は、特に、平成 29（2017）年 7 月、わが国と EU との経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement）で、わが国は EU の農産品 71 品目、EU はわが国の農産品 31 品目を、それぞれの市場で合意するなど、この時期、地理的表示は、各国との EPA/FTA 交渉で、各国の保護をめぐり、活発な議論が展開されていた時期でもある（注 17）。保護品目の数からしても、EU との経済連携協定（EPA）では、わが国は EU に劣勢に立たされていたことが窺える。このような状況下で、農林水産省が、できるだけ早くかつ多くの地理的表示を登録したいと考えるのも当然であろう。このような背景があり、平成 29（2017）年 6 月 14 日に八丁組合が申請を取り下げた後、約半年後の平成 29（2017）年 12 月 15 日、県組合の「八丁味噌」申請に対して、本件処分をなしたと考えられる。本件処分が以後の「八丁味噌」問題を法的な俎上に載せた端緒の一つになっている。

2 点目に、1 点目と連動するが、こうした場合の対処法として、GI 法において地域で議論できるプラットフォーム（第三者機関が仲介を行う）を創設すべきである。というのも、こうした問題が生じることは十分に予見可能であるため、法的な紛争とする前に、組合同士での連携を図るなり、それぞれの個性を重視する選択をするなりの事前の話し合いが重要であろうと思われるからである。

本件に関しては、地理的表示保護制度が知的財産権保護の制度とされつつも、GI 法には、同制度特有の競業組合による登録に対するの不服申立制度や前述の話し合いのプラットフォーム、さらに差止請求や侵害に係る規定等が存在していないため、本件のように行政法の一般法である行政不服審査法や行政事件訴訟法に依拠する手続となる。にもかかわらず、第一審は東京地方裁判所の第 40 部という知的財産権を専門に取扱う部門において、さらに、控訴審は、知財高裁での審理になっている（注 18）（注 19）。筆者は、地理的表示制度と地域団体商標制度との両立に矛盾を感じている。だが、地理的表示制度は TRIPS 協定に基づき確立した制度であるため、重視せざるを得ないことも了知している。そのため、地理的表示制度を「知的財産権特有の仕組み」として確立するためにも、やはり GI 法を知的財産権法と位置付け、それに適う法的救済の仕組みを創設すべきであると思料する（注 20）。

3 点目に、本件では、知財高裁は、「現状においては」救済の必要があるとは認めていない。むしろ、「現状においては」本案審理に入る前に、争訟の成熟性に欠けるとして、控訴人の訴えを却下している。この理由を正しく捉えねば、本件の意義を見誤る。

GI 法 13 条 4 号イにおいては、普通名称であるときは、農林水産大臣は登録を拒否しなければならないと規定する。しかし、こうした「地域名＋普通名詞」という形態での保護に関しては、普通名詞と判別をつけがたい部分がある。というのも、「サツマイモ」や「サッポロビール」を普通名詞とするのには異存はないためであり、「八丁味噌」との違いの有無が問われる。そもそもテロワールに基づく違いが存在するのでなければ、つまり、地域特有の製法や地域の固有品種（例としてイチゴの「あまおう」や「飛騨牛」）を用いることで、どこで製造しようと同じ品質が担保できるといえるものであれば、わざわざ「地域」を限定する必要がないのではないかと思うからでもある（問われているのは地域ではなく品種であるものも少なくない）。実際に、本件でも、県組合製造の味噌と八丁組合製造のものとは、品質に遜色はなかった。

この点に関しては、(1)審決取消請求事件・東京高判平成 15 年 10 月 6 日 LEX/DB 文献番号 28082811 においては、「西京味噌」を、「仙台味噌、信州味噌、八丁味噌、名古屋味噌などの一般的な味噌の名称（当時）」と同様に扱っている。すなわちこうした味噌は広く使われており普通名詞であると述べているのである。

さらに、「合資会社八丁味噌」という称号を商標とすることの可否につき、「八丁味噌」と表された部分については、普通名称であると判断した(2)審決取消請求事件・東京高判平成 2 年 4 月 12 日判時 1352 号 141 頁（注 21）もある。

(1)および(2)は、「普通名詞に該当する名称は、商標法においても GI 法においても、登録できない」ことを前提にするならば、GI 法において保護対象とすることとは矛盾しているといえる。(2)についての同様の指摘を、荒木雅也教授（茨城大学教授）（注 22）もしている。とりわけ、(2)は、原告が控訴人と同様の八丁組合の構成員、それも本件においては提訴に至らなかった合資会社八丁味噌であるという点に留意する必要がある。つまり、合資会社八丁味噌にとっては、「八丁味噌」は普通名詞であるとして商標法における商標登録を阻まれた

事実があるにもかかわらず、農林水産省は GI 法に基づいては「八丁味噌」を登録したのである。

この点を踏まえると、合資会社八丁味噌が本件において原告にならなかった理由も推測できる。一つの推論として、「本件が成熟するのを待っているのではないか」ということである。つまり、「現状においては」具体的な損害が生じておらず、事案の成熟性に欠けるため、「主戦場は先にある」として「機を待つ」姿勢であろうと考えられる。ここでいう主戦場とは、「八丁味噌」の表示の使用期限が到来した事態における「八丁味噌」の GI 登録無効の主張時であり、その時こそ、裁判所による却下判決ではない本案審理が見られるものと期待している。

補論：各種新聞報道によると、最小三判 2024 年 3 月 6 日（判例集未搭載）にて、原告側の上告棄却となり、訴えを却下した本件第一審および第二審判決が確定した（出典：太田理英子『『八丁味噌』ブランド提訴、ついに決着 岡崎市の老舗側の敗訴が確定『混同を防ぐ表示をすれば…』東京新聞 Web2024 年 3 月 7 日 <https://www.msn.com/ja-jp/money/other/>（2024 年 3 月 9 日最終閲覧））。これにより、「主戦場は先にある」との捉え方は、より現実味を増したと考える。

謝辞：本稿は、JSPS 科研費・挑戦的研究（萌芽）21K18456（代表 香坂玲教授（東京大学））の成果の一部である。

（脚注）

（注 1）地理的表示保護制度見直し支援の一環として、令和 4（2022）年 12 月 26 日に、八帖町の一部が八丁町へ町名変更された

<<https://www.city.okazaki.lg.jp/houdou/p037129.html>>（2023 年 5 月 8 日最終閲覧）。

（注 2）食品産業新聞社『味噌醤油年鑑 2022』（2022 年）（資）八丁味噌は正保 2（1645）年創業（112 頁）および（株）まるや八丁味噌は延元 2（1337）年創業（120-121 頁）。

（注 3）高田寛「地域ブランド産品保護制度についての一考察—地域内アウトサイダーの法的課題を中心に—」明治学院法学研究 106 巻（2019 年）30-31 頁。

（注 4）東京地判令和 4 年 6 月 28 日「別紙」17 頁

<https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/290/091290_hanrei.pdf>（2023 年 5 月 8 日最終閲覧）。

（注 5）東京地裁民事第 29 部、第 40 部、第 46 部、第 47 部（知的財産権部）は、東京地裁における知的財産権事件などの事件処理を専門に担当している。

（注 6）大友秀信「第 272 号 制度趣旨を無視し、事業者の利害を害するという過ちがまたしても生じた事例—農水省が 700 年近く続く八丁味噌事業者を地理的表示保護から排除した事件—～東京地裁令和 4 年 6 月 28 日判決～」WESTLAW JAPAN 判例コラム（文献番号 2022WLJCC024）

<<https://www.westlawjapan.com/column-law/2022/220922/>>（2023 年 5 月 8 日最終閲覧）。

（注 7）総務省ウェブサイト「（令和元年度答申第 35 号）特定農林水産物等の登録に関する件」

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000646794.pdf>（2023 年 5 月 8 日最終閲覧）。

（注 8）農林水産省ウェブサイト「『八丁味噌』の地理的表示登録に関する第三者委員会」令和 3（2021）年 3 月 19 日更新

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/gi_iinkai/8-iinkai.html>（2023 年 5 月 8 日最終閲覧）。⑫

の第三者委員会設置要領、⑬の第三者委員会議事録および⑭の第三者委員会報告書もこのサイトに掲載されている。

(注 9) 行政不服審査請求裁決書 (2 食産第 6461 号)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/attach/pdf/saiketu-1.pdf> (2023 年 5 月 9 日最終閲覧)。

(注 10) 匿名解説「判時 2541 号」65-68 頁および匿名解説「判タ 1506 号」219-222 頁。

(注 11) 高田・前掲注 3)13-43 頁、高田寛「地理的表示保護制度 (GI) についての一考察—地域ブランド製品の法的保護」柏木昇＝杉浦保友＝森下哲朗＝平野温郎＝河村寛治＝阿部博友編『国際取引における現代的課題と法 澤田先生追悼』(信山社、2018 年) 123-150 頁、および高田寛「地理的表示保護制度における地域内アウトサイダーについての一考察—まるや八丁味噌訴訟を例に—」明治学院大学法と経営学研究所年報 5 (2023 年 10 月) 1-29 頁。

(注 12) 高田・前掲注 3) 14 頁。

(注 13) 答申書 (令和元年度答申第 35 号)

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000646794.pdf> (2024 年 2 月 5 日最終閲覧)。

(注 14) 高田・前掲注 11) (2018 年) 127 頁および栗津侑「地理的表示保護制度について」貿易と関税 (2015.10) 29 頁。

(注 15) 神山智美『種苗法最前線』(文眞堂、2023 年) 317 頁。

(注 16) 高田・前掲注 11) (2023 年) 17-18 頁。

(注 17) 高田・前掲注 3) 18 頁および高田・前掲注 11) (2018 年) 124-125 頁。

(注 18) GI 法は、厳密には知的財産法とはいえない (地域ブランドは「知的財産」ではない。) と筆者は考える。その場合には、地理的表示保護制度は農業系の個別行政法の一つであるとして、審理も地方裁判所の知財専門部門や知財高裁ではなく、通常の裁判所において審理するということになる。

(注 19) 知財高裁は平成 17 (2005) 年に誕生してその役割を果たしてきている (高部眞規子「知的財産高等裁判所の役割」ジュリスト 1584 (2023.5) 27-32 頁)。

(注 20) 地域ブランドの保護には、商標法 (昭和 34 年法律第 127 号) 7 条の 2 における地域団体商標もある。

(注 21) 判例評釈として、佐藤恵太・特許管理 31 卷 10 号がある。

(注 22) 荒木雅也「『和牛』は誰のものか? 主に、地理的表示の普通名称化 (言葉のパブリックドメイン) という観点から」パテント 2019、72(9) 13-26 頁。この論文において、荒木教授は、「日本酒」が普通名詞であるにもかかわらず GI 法により保護されるに至ったことをうけて、「和牛」はどのように保護すべきかを検討している。